

令和元年 8 月 20 日（火）

津島市健康福祉部子育て支援課（辻村、林）

電話番号 0567-24-1120（ダイヤルイン）

津島市教育委員会学校教育課（水野、木谷）

電話番号 0567-55-9417（ダイヤルイン）

＜議案名＞議案第49号 津島市市立認定こども園の設置及び管理に関する 条例の制定について

＜議案名＞議案第63号 津島市市立学校設置条例の一部改正について

1 制定及び改正内容

令和2年4月から市立新開保育園を認定こども園化し、「新開こども園」に名称変更するため、認定こども園の設置、管理、その他必要な事項を条例として定めます。今までの保育園児（2号、3号認定児童）に加えて、幼稚園児（1号認定児童）の受入れを開始することによって、より幅広い市民のニーズに応えることが可能となります。

また、令和4年4月から市立津島幼稚園を新開こども園に統合するため、津島市市立学校設置条例を一部改正します。

2 制定及び改正理由

市立新開保育園、市立津島幼稚園ともに年々入所園児数が減少している状況の中、適切な規模の集団を保ち、幼児教育と保育を1か所で行っていくことにより、利用しやすい幼児教育・保育の場を提供するためです。また、両施設とも老朽化が進み、今後修繕費用の増大や少子高齢化による税収の減少、社会保障費等の増加が見込まれる中、効率的な行政運営を行っていくために統合するものです。

3 参考事項

- (1) 認定こども園とは、幼稚園と保育園の機能や特徴など両方の良さを併せ持っている施設です。受け入れは0歳～就学前の保育が必要な子どもです。また、3～5歳以上の子どもは保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育は一緒に受けることができます。
- (2) 保育時間、保育内容、費用等は基本的には変わりません。
- (3) 市立津島幼稚園については、現在の在園児が卒園する令和4年3月末をもって廃止し、令和4年4月から新開こども園に統合します。